

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 存否 応答 拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R4.5.10	R4.5.12	(1) 村山団地アパート24, 25, 26, 32, 33, 41, 42, 45, 46, 47, 48, 49, 50号棟の先行移転の方 入居手続書類の提出及び今後の予定等について（4月15日） (2) 村山団地アパート24, 25, 26, 32, 33, 41, 42, 45, 46, 47, 48, 49, 50号棟の先行移転の後半組の方へ 後半移転組の入居手続書類の提出等について（4月15日） (3) 村山団地アパート24, 25, 26, 32, 33, 41, 42, 45, 46, 47, 48, 49, 50号棟の先行移転の方へ 入居手続書類の提出及び今後の予定等について（4月28日） (4) 烏山アパートから仮移転中の移転対象のみなさま（ご親族・支援者のみなさま） 抽選会のお知らせ（3月22日） (5) 烏山アパート移転対象のみなさま（ご親族・支援者のみなさま） 抽選会のお知らせ（3月22日） (6) 部屋決め参加表 戻り入居対象者（4月18日抽選会で配付） (7) ・烏山アパート2, 3, 5, 6号棟の5階にお住いの方 ・久我山一丁目第2アパートへ移転される方 ごみの出し方講習会開催のお知らせ（4月21日） (8) 部屋決め参加表 3人世帯（4月21日抽選会で配付） (9) 部屋決め参加表 2人世帯（4月21日抽選会で配付） (10) 部屋決め参加表 1人世帯（4月22日抽選会で配付） (11) 都営烏山アパート2号棟、3号棟（改良住宅）にお住まいでかつ7月16日使用許可対象のみなさまへ 建替 移転に伴う確認書類について（ご提出のお願い）（5月9日） (12) 【令和4年7月16日使用許可】烏山アパート全棟の5階にお住いのみなさま 北烏山二丁目アパートへ戻り移転されるのみなさま 久我山一丁目第2アパートに移転されるのみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について（5月9日） (13) 調布市 粗大ごみ受付センター【電話番号変更】（4月28日） (14) 【お詫びと訂正】（4月28日）	65	1														—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所管理課
2	R4.5.5	R4.5.16	・東京都住宅標準設計単価表（建築）令和3年度（令和3年4月1日） ・東京都住宅標準設計単価表（電気）令和3年度（令和3年4月1日） ・東京都住宅標準設計単価表（機械）令和3年度（令和3年4月1日）	※	1													—	住宅政策本部 住宅企画部技 術管理課	
3	R4.3.25	R4.5.20	1 令和元年度 兼業実績報告 2 令和2年度 兼業実績報告 3 令和3年度 兼業実績報告	3	1						1	1						(7条2号) 氏名、職員の所属従事時間、移動時間、うち職免及び報酬計は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。兼業先名称は当該職員の居住する自治体に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 当該兼業を行う職員の所属、氏名が明らかになることにより、申請団体が実施する試験委員の情報も推測され、試験実施の公平性が損なわれることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。当該兼業を行う職員の所属、氏名が明らかになることにより、兼業先団体の非常勤特別職の情報も推測され、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	住宅政策本部 住宅企画部総 務課	
4	R4.5.10	R4.5.20	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和4年5月10日現在）	※	1													—	住宅政策本部 民間住宅部不 動産課	
5	R4.5.11	R4.5.20	「都営住宅3H-105西（八王子大谷町）工事」に関する山留め工事の代価明細	1	1													—	住宅政策本部 西部住宅建設 事務所建設課	
6	R4.5.18	R4.5.23	「都営住宅3H-101東（荒川区荒川七丁目）工事」の代価明細	3	1													—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	
7	R4.5.18	R4.5.23	「都営住宅3H-118東（足立区扇一丁目第4）工事」の代価明細	3	1													—	住宅政策本部 東部住宅建設 事務所建設課	

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。  
 ・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。  
 <公文書の枚数>  
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。